

令和5年度 社会福祉法人深谷市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、未だに社会生活は少なからず制約を受けている。また、大雨や台風などの災害により各地で甚大な被害が発生する中、市内においても令和4年に突風被害が発生し、支援が求められた。

生活福祉資金特例貸付は、経済的支援策のひとつとして一定の役割は果たしたものの、長期化するコロナ禍の影響により、生活困窮や社会的孤立などの福祉課題は深刻さを増しており、迅速な対応が求められている。また、認知症高齢者の増加、権利擁護、子どもの貧困、虐待やいじめ、ヤングケアラーなど既存の課題に対しても、引き続き着実に取り組む必要がある。

本会では、令和元年度に策定した「第3次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」に基づき、「みんなで創る地域共生社会～まごころと思いやりのふかや～」の実現を目指していく。渋沢栄一翁が生涯の規範とされた忠恕のこころ、すなわち「まごころと思いやり」をもって、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合いながら、地域をみんなで共に創っていくとともに、コロナ禍をはじめとする社会情勢の変化や事業の取組状況等を踏まえ見直しを図ることで、課題の解決に向けて創意工夫を重ねて取り組んでいきます。

こうした地域における課題の発見と解決に向けた取り組みが積極的に進めることができるよう、①住民参加・協働による福祉社会の実現、②地域における利用者本位の福祉サービスの実現、③地域に根ざした総合的な支援体制の実現、④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦という経営理念のもと事業を展開していきます。

令和5年度に向けては「With コロナ」、「after コロナ」の社会福祉実践の取組みを具体化していく必要があります。深谷市社会福祉協議会としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら『誰もが安心して暮らすことのできる、福祉のまち』の実現のため、臨機応変な対応に努めながら活動してまいります。

2. 事業内容

(1) 法人の運営

① 会務の運営

- ・理事会・評議員会の開催
- ・監査の実施
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・地区社協会長会議の開催
- ・地区社協活動の運営支援

② 会員加入促進

活動財源の確保のため、自治会をはじめとする地区社協にご協力いただき、会員募集を実施します。

③ 新型コロナウイルス感染者支援

市からの委託により、新型コロナウイルス感染により自宅で療養される方への支援を行います。(半年間予定)

(2) 地域福祉推進事業

① 小地域福祉活動（ふれあい・いきいきサロン）の普及

ふれあい・いきいきサロンに助成金を交付するなどの運営支援を行い、普及と充実に努めます。

また、ふれあい・いきいきサロンを行う際に使用する備品の貸し出しや、サロン応援隊の派遣調整を行います。

② ふれあい映画鑑賞

ひとり親家庭の親子、障害者の親子、障害者施設に入所・通所している障害児・者が、映画観賞をとおして、親子のふれあいや仲間意識を深めていただくために、映画観賞券の提供をします。

③ 地域福祉推進事業（地区社協委託）

地区社協に委託し、地域住民の相互の連帯に基づいた地域ぐるみの福祉活動を支援します。

- ④ 屋内ゲートボール場の管理・運営（すば一く深谷、すば一く岡部）
高齢者をはじめ、住民の生涯スポーツの振興やコミュニケーションの場を提供する多目的施設として市内の屋内ゲートボール場を管理・運営します。
すば一く深谷：深谷市沼尻484-1
すば一く岡部：深谷市後榛沢972-1

- ⑤ 善意銀行（ペットボトルキャップの回収）
市内の学校・企業等の協力によりペットボトルのキャップを集め、売却して得た財源により、学校などの備品整備、及び、ふっかちゃん子ども福祉基金への寄付を行います。

（3）在宅福祉サービス事業

- ① 有償家事援助サービス
専門性を必要としない日常生活の「ちょっと困った」を支援するサービスで、市民（協力会員）が家事援助（主に掃除、洗濯、ゴミ出し、布団干し、食事の支度、買い物等）を行います。
- ② 訪問理美容サービス
居宅において日常生活を営む上で、寝たきりの高齢者などの希望により、1年に4回まで理容師または美容師が自宅を訪問し、散髪などを行います。
- ③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス
居宅において日常生活を営む上で、一日中布団の上で過ごしている高齢者などの希望により、1年に4回まで自宅へ布団を集配に伺い、丸洗いまたは乾燥消毒を行います。
- ④ 敬老交通安全杖支給
70歳以上で歩行時に杖を必要とする方に、杖を無料で支給します。
- ⑤ 小・中学生による年賀状送付
ひとり暮らし高齢者に、小・中学生が書いた年賀状を送付します。
- ⑥ 安否確認事業
安否確認を目的とし、民生委員・児童委員が飲み物を持って、ひとり暮らし高齢者宅を月1回訪問します。
飲み物 6月～11月：スポーツ飲料
上記以外の月：野菜ジュース

⑦ 福祉用具等の貸出

地域福祉活動の推進のため、福祉用具などの備品を貸し出します。

福祉用具：車いす、高齢者疑似体験セット、アイマスク、点字盤

他の備品：輪投げ、マグダーツ、歌集、プロジェクター
ポータブルアンプ 他

⑧ 在宅福祉推進車貸出事業（移送サービス）

公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者や障害者に福祉車両の貸し出しを行います。また、必要に応じて運転ボランティアを派遣します。

(4) 高齢者福祉事業

① 敬老会

敬老会は実施せずに、令和4年度同様、市が対象者へ深谷市地域通貨ネギーカードを送付する方法となります。

② 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の皆さんの保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的にを行います。

③ 介護保険事業

・訪問介護

介護保険法によるヘルパーを派遣するための事業所（深谷・花園）を運営します。

・居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネージャー）が居宅サービス計画の作成や認定調査を行うための事業所（深谷・花園）を運営します。

④ 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援を要する高齢者等が、住み慣れた地域で、生きがいをもって在宅生活を継続していくための支援・体制づくりを行います。

⑤ 認知症対策総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けるために、住民の認知症の理解やつながり、支え合いのあるまちを推進するとともに、認知症の方やその家族の相談に応じ、必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係者の連携を図るための取り組みを行います。

⑥ 住民主体の通いの場

介護予防等のために住民が主体となって、地域の中で歩いて通えるような場所で、おもりを使って行う「深谷ふっかつ体操」の普及を行います。

(5) 障害者福祉事業

① 手話通訳派遣事業

聴覚に障害のある方が、日常生活の中でコミュニケーションが円滑に図れるよう手話通訳者を派遣します。

② 手話通訳者等の養成

手話を学びながら、聴覚障害者について理解と知識を深めるとともに、手話通訳ができる人材を養成する講座を開催します。

③ 障害者作品カレンダーの作成

市が開催する「心の輪を広げる深谷市障害者文化作品展」に出展された作品を掲載したカレンダーを作成し、広く配布します。

④ 障害児親と子の集い

障害児の親子のふれあいを深めることを目的に、遊園地などの行楽地へのバスハイク等を開催します。

⑤ 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

障害者総合支援法によるヘルパーを派遣するための事業所（深谷・花園）を運営します。

⑥ 相談支援事業（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画について、相談および作成などの支援が必要とされる障害児・者などの自立した生活を支え、障害児・者などの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援します。

⑦ 障害者就労支援センター

障害者やその家族からの就労に関する相談に応じ、必要な情報提供および助言などを行うほか、就労関係機関と連携しながら、職場に慣れるように支援します。

また、障害者を雇用している事業所からの相談にも応じます。

⑧ ふれあいスポーツ大会への協力

スポーツを通じて親睦を深め、障害児・者に対する理解を深めることを目的に実施している『ふれあいスポーツ大会』の運営に協力します。

(6) 児 童 福 祉 事 業

① 子ども会育成特別推進事業（地区社協委託）

地区社協に委託し、子ども会活動を助成すると同時に地域の中の子どものふれあいの場となる事業を支援します。

(7) ひとりに親家庭福祉事業

① ひとりに親家庭親と子の集い

ひとり親家庭の親と子のふれあいを深めることを目的に、遊園地などの行楽地へバスハイク等を開催します。

(8) 生 活 福 祉 事 業

① 福祉資金の貸付

低所得世帯において、臨時的出費または収入の欠如などのため、一時的に生計が困難になる場合、その応急的需要を満たし、生活の安定と自立の援助を図るため小口資金の貸し付けを行います。

② 生活福祉資金の貸付

埼玉県社会福祉協議会が行う、各種貸付制度の窓口として、相談・申請に応じます。

（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

③ あんしんセーフティネット事業

埼玉県内の社会福祉法人が協働し、生活困窮者の身近な相談機関として自立支援のための相談支援事業に参加し、活動します。

④ 成年後見制度に関する事業

ア 成年後見サポートセンター

判断能力が不十分な方でも、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう成年後見制度に関する相談に応じ、利用をお手伝いします。

また、成年後見制度を普及するための講演会・出前講座の開催、さらに市民後見人の養成を行います。

イ 法人後見

法人として成年後見制度の成年後見人等に就任し、身上保護及び財産管理等を行います。

⑤ 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な高齢者、知的障害者および精神障害者などが安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要な金銭の出し入れをお手伝いします。

⑥ 共同募金活動への協力

毎年10月からの赤い羽根共同募金、12月からの地域歳末たすけあい募金を行います。

(9) ボランティア活動支援

① ボランティア体験事業

ボランティア活動の振興および地域における福祉教育・ボランティア学習の推進を目的として、ボランティア体験プログラムを実施します。

② ボランティア・市民活動サポートセンター事業

ボランティア・市民活動の相談、斡旋や活動への支援（ボランティア保険の保険料を補助）を行います。

また、ボランティアを養成するために各種講座を開催するほか、広報紙（ボランティアだより・ボランティアかわら版・市民活動だより）を発行し、情報発信を行います。

(10) 団 体 支 援

① 各種団体事務局

以下の団体の事務局を行います。

- ・ 深谷市老人クラブ連合会
- ・ 埼玉県共同募金会深谷市支会
- ・ 日本赤十字社埼玉県支部深谷市地区
- ・ 深谷市赤十字奉仕団
- ・ 日本赤十字社埼玉県有功会深谷市支会

(11) 広報・啓発活動の促進

① 広報紙「社協だより」の発行

市民の方々に深谷市社会福祉協議会の活動や地域福祉活動等をPRし、地域福祉活動への参加を呼び掛けるため、広報紙「社協だより」を年5回（7月・9月・12月・2月・3月）発行します。

② ホームページ等による広報

社会福祉協議会の事業や催し、情報公開などの情報発信を行います。

③ 「社会福祉大会」の開催

多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰して一層のご活躍を期待するとともに、深谷市における社会福祉の一層の充実をめざす機会として開催します。

④ 「福祉健康まつり」への参加

高齢者や障害者、児童等が製作した作品の展示会及び即売会を開催し、作品製作意欲と生きがいを高め社会参加の場を拡大するとともに、市民の地域福祉に対する意欲を醸成することを目的とし開催する、『福祉健康まつり』に参加します。
(実行委員会体制で実施)

⑤ 福祉の心を育む交流事業

市内小・中学校と市内社会福祉施設の間をつなぎ、児童・生徒の豊かな心を育むための交流事業を進めます。

⑥ 実習生の受け入れ

業務体験をとおして、社協に対する理解を深めていただくため、大学生、専門学校生等で福祉の現場実習を必要とする学生を受け入れます。

(12) 職員の資質向上

① 各種研修等への参加

埼玉県社会福祉協議会等が実施する各種研修会に参加することにより、職員の資質向上を図ります。

② 資格取得支援

業務に必要な国家資格を取得する際、受験料の一部を支援します。